

みくら

No.266
H24
5月号

編集・発行
〒100-1301
東京都御蔵島村
総務課企画財政係
TEL 8-2121
FAX 8-2239

あしたバザー 4月22日(日)



4月運航実績

●運航日数 (前年数値)

客船 24日 (23日)

貨物船 4日 (4日)

ヘリコミ 29日 (30日)

●就航率 (前年数値) ※客船は2回/日

客船 77% (72%)

貨物船 100% (100%)

ヘリコミ 97% (100%)

●来島者数 (前年数値)

客船 475名 (274名)

ヘリコミ 179名 (151名)

●離島者数 (前年数値)

客船 383名 (151名)

ヘリコミ 206名 (266名)

世帯・人口 (平成24年5月1日現在)

◇世帯数 (前月比)

173 世帯 (9世帯増)

◇人口 (前月比)

男性 174 名 (6名増)

女性 144 名 (7名増)

合計 318 名 (13名増)

目次...

- 電気自動車(ミクラリーフ)の貸出しについて ...1p
- テレビ受信実態調査(ご協力のお願い) ...3p
- 救急ヘリを見送る際のお願い ...3p

電気自動車(ミクラリーフ)の貸出しについて

電気自動車(ミクラリーフ)の貸出しを下記のとおり実施します。皆さまのご利用をお待ちしております。

■使用開始日

平成24年5月1日(火)

■使用目的

住民の方：観光客等の送迎及び案内等の使用

■お申込み

ご使用の3日前までに借用申込書を村役場へご提出下さい。

受付：午前8時30分～午後5時15分(開庁日)

※同一の使用日時に複数の申込みがあった場合、原則として、先着順に予約受付を行います。

■貸出し時間

午前8時30分～午後5時15分

※時間外のご使用を希望する場合は事前にお問合せ下さい。

■使用料

1日：2,000円 / 半日：1,000円 / 2時間：500円

■注意事項

- ・使用権の譲渡及び転貸を禁止します。
- ・使用中の事故等による損傷、故障の車輛修理は使用者負担となります。
- ・夜間は充電時間となるため使用できません。



【お問合せ】産業建設係 04994-8-2121

総務省 テレビ受信者支援センター テレビ受信実態調査(ご協力をお願い)

御蔵島村内のテレビの受信実態確認のため現地調査を行います。ご協力の程よろしくお願ひします。

■調査日(※天候等の都合により変更の可能性があります。)

平成24年5月18日(金)～5月20日(日)予定

■調査方法

各世帯のアンテナ設備を外観目視にて行います。

受信実態が不明な場合はお声をかけさせていただき、敷地内や宅内で確認させていただきます。

■調査員

必ず「平成24年度 受信相談・調査員証」を携帯しています(右記)。

■費用

費用の請求などは一切いたしません。

請求をされた場合は駐在所等にご連絡してください。

■調査会社

株式会社 NHKアイテック 03-5456-4754 (担当：塩野、清水)

※本調査は「総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ関東甲信越)」より業務を受託して行います。

調査員証(見本)



西川さつきさんが平成24年春の 藍綬褒章の受章者に選ばれました

平成24年春の褒章受章者が発表され、本村からは西川さつきさんが藍綬褒章の受章者に選出されました。長年にわたり、行政の選挙啓発分野へ貢献された功績が評価されての受章となりました。

今後益々のご活躍をお祈り致します。

<拝謁式 平成24年6月6日(水) 皇居宮殿豊明殿>

【藍綬褒章(らんじゅほうしょう)】

公衆の利益、公共の事業で事績著明な人に授与される褒章。

平成23年度 東京都島嶼町村一部事務組合 情報公開実施状況の公表

東京都島嶼町村一部事務組合の情報公開制度(平成18年条例9号)は、島しょ9町村の住民の組合行政への参加をより一層推進するとともに、組合の公正な運営を確保することを目的に制定され、毎年1回の情報公開実施状況を公表することになっています。

平成23年度東京都島嶼町村一部事務組合情報公開実施状況

公開請求件数	5件
公開決定件数	5件(一部公開決定を含む。)
非公開決定件数	0件

【お問合せ】東京都島嶼町村一部事務組合 総務課庶務係
03-3432-4961(担当:鈴木)

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地の所有者となった方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、その土地がある市町村の長に届出をしてください。

■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

■お問合せ

御蔵島村役場 産業課産業建設係 04994-8-2121
 東京都三宅支庁 産業課林務係 04994-2-1312



STOP! 不法電波 ～電波利用環境保護周知啓発強化期間～

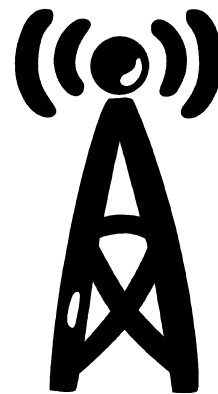
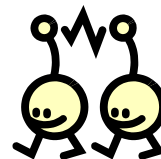
総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかせます。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

【お問合せ】 関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害 03-6238-1939
 テレビ・ラジオの受信障害 03-6238-1945
 地上デジタル放送の受信相談 03-6238-1944



救急ヘリを見送る際のお願い

救急ヘリが離着陸する際、発生する強風による転倒などの事故を防止するため、お見送りされる方はヘリポート前道路反対側の校庭壁面までお下がり下さいますようお願い致します。なお、救急ヘリの接近時は周囲の音が聞こえにくくなるため、道路を渡る際は通行車両に十分ご注意下さい。



ヘリポート近辺に人がいる場合、救急ヘリの機長判断により離着陸できず、結果として搬送が遅れてしまうことがあります。

何卒、皆様のご協力をお願い致します。

【お問合せ】 総務係 04994-8-2121

東京愛らんどシャトルをご利用の皆様へ

いつも「東京愛らんどシャトル」をご利用いただきありがとうございます。座席を有効にご利用いただくため、次の点にご協力ください。

1. 不用になったご予約は直ちにキャンセルのご連絡をお願いいたします。
2. ご搭乗前日には、確認のお電話をお願いいたします。
3. 重複予約は、やめましょう。



<ご連絡>

東邦航空予約センター 04996-2-5222
 お問い合わせ電話 04996-2-5200

※キャンセルは上記どちらのお電話でも受付しています。

必要とされるお客様が待っています

村税の納め忘れはありませんか？

納め忘れてしまっている村税はありませんか？
 もう一度お手元の納付書、領収書をご確認下さい。

村税を滞納すると...

本来納めるべき税金のほか、余分な督促料や延滞金を納めなければなりません。

村税は納期限内に納めましょう。



村税の納付は便利で確実な「口座振替」で

口座振替なら窓口へ足を運ぶ手間が省け、納期を気にせずとも納め忘れがありません。村税の納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。口座振替依頼書は郵便局または村役場窓口でお申出下さい。

【口座振替に関するお問合せ】

御蔵島郵便局 04994-8-2201
 企画財政係 04994-8-2121



再生可能エネルギーの固定価格買取制度について


平成24年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートします。本制度は、太陽光の余剰電力に限定している現行制度を他の再生可能エネルギーにも広げ、再生可能エネルギーの電気を高く買い取るにより更なる普及を目指すものです。

■再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは・・・

第177回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立しました。この法律は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、電気事業者が買い取りに要した費用は、使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として、国民の皆様にご負担をお願いすることとなっております。

【お問合せ】

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
再生可能エネルギー推進室
03-3501-2342



みんなで育てる 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然の恵みを活かしたエネルギーを、「再生可能エネルギー」と呼びます。国の法令に基づき、「再生可能エネルギー」で発電した電気を電力会社が一定期間、一定価格で買い取り、その費用を電気の使用量に応じて電気をご利用の皆様にご負担いただく制度が「固定価格買取制度」です。この制度により再生可能エネルギーの普及を進めることは、資源の少ない日本にとって、とても大切なことです。本制度へのご理解をどうかお願い申し上げます。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のしくみ

再生可能エネルギー

太陽光発電
風力発電
地熱発電
水力発電
バイオマス発電

発電した電気

電力会社 など

電気をご利用の皆様

施設
住宅
事業所

電気の対価

電気

電気料金
賦課金

電気料金と合せて賦課金回収

固定価格買取制度にご理解ご協力を 経済産業省 資源エネルギー庁

離島人材育成基金助成事業 ～あなたの島の新しい地域づくりをサポートします～

財団法人日本離島センターでは、自主的な離島住民活動を支援し、新しい活力ある離島の実現に必要な人材の育成を図ることを目的として設置した「離島人材育成基金」の運用益による助成事業を毎年実施しています。平成7年のスタート以来、延べ250以上のプロジェクトに対して助成・支援を行っています。

■応募対象

「離島」に在住している人、もしくは離島で活動しているグループ・団体等とします。
※「離島」とは、離島振興法指定離島に限り、東京都小笠原村、鹿児島県奄美市町村、沖縄県市町村などを除きます。他にも条件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

■助成対象事業

本年度の助成対象事業は以下の事業で、離島の人材育成のための事業とします。
(1) 離島の産業振興に係る事業 (2) 離島の生活・文化・福祉の向上に係る事業
(3) 他地域との交流推進に係る事業 (4) その他人材育成に必要な事業

※応募できる事業は、自ら新たにに取り組む事業とし、既存の事業や、運動会・祭り・盆踊りなどの毎年の通常の行事、政治・宗教・営利を目的とする事業は対象となりません。

■助成金額

本年度助成金額は、助成金支給対象経費の2/3以内（千円未満の端数切り捨て）で、1事業につき100万円を限度額とします。
※食糧費並びに備品購入費、人件費等は助成金支給対象経費になりません。
※審査結果により助成額が減額される場合があります。

■応募期間

平成24年5月18日（金）までに、村役場に提出してください。

■審査及び事業決定

応募いただいた事業は運営委員会で審査し、審査結果は6月中旬を目処に、村役場を通じて通知します。

■事業実施期間

採択された事業の実施期間は、平成24年7月1日（日）～平成25年2月28日（木）の間です。

■応募方法

所定の様式の支給申請書ならびに助成事業計画書を作成のうえ、期日までに村役場へ提出して下さい。
※離島センターに直接送付されても受け付けられません。必ず村役場を通して応募して下さい。

■その他

詳しくは「平成24年度助成金申請の手引き」をご覧ください。
支給申請書ならびに助成事業計画書の書き方は「平成24年度助成金申請の手引き」の記載例をご参照下さい。
助成事業に決定された方・団体へは、別途「実施要綱」をお送りいたします。
※不明な点はお問い合わせ下さい。
※申請をお考えの方は予め日本離島センター人材育成基金担当までご相談されることをお勧めします。（ただし採択は保証できません）

【お問合せ】財団法人日本離島センター 03-3591-1151 (http://www.nijinet.or.jp/ritou/jinzai_jyosei.html)

<3>

島民カレンダー

平成24年 5月 <皐月>						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日
6 満月/立夏	7	8	9	10	11	12 歯科診療(~16日)
13	14	15	16	17	18	19
20	21 新月/小満 金環日食	22	23	24	25	26 島じまん(~27日) 小中学校運動会
27	28	29	30	31		

平成24年 6月 <水無月>						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 満月	5	6 芒種	7	8 定例村議会	9 歯科診療(~13日)
10	11	12	13	14	15	16
17 父の日	18	19	20 新月	21 夏至	22	23
24	25	26	27 整形外科診療 (~29日)	28	29	30

今月の行事（5月）

～今日は何の日？ 何の月？ 今月の行事とその概要を掲載します。～

◆憲法記念日（けんぽうきねんび）（3日）

日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する日として、国民の祝日とされています。

1947年5月3日に日本国憲法が施行されたのを記念して制定されました。

ゴールデンウィークを構成する休日の一つです。

◆みどりの日（みどりのひ）（4日）

自然にしたしむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ日として、国民の祝日とされています。

ゴールデンウィークを構成する休日の一つです。

◆こどもの日（こどものひ）（5日）

こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する日として、国民の祝日とされています。

ゴールデンウィークを構成する休日の一つです。

◆立夏（りっか）（6日頃）

この日から立秋の前日までが、暦の上での夏です。

山々に緑が目立ち始め、夏の気配を感じ始める頃。

「夏立つ」「夏来る」ともいいます。

◆小満（しょうまん）（21日）

陽気もよくなり、草木なども次第に生い茂ってくる季節。

麦が穂をつけ、農家では田に苗を植える準備などを始めます。

ゴミ収集日

月曜日	毎週	可燃ゴミ
火曜日	第1火・第3火	不燃ゴミ
	第2火・第4火	リサイクルゴミ
水曜日	毎週	可燃ゴミ
木曜日	収集はありません	
金曜日	毎週	可燃ゴミ

えびね公園開園スケジュール

期間	開園日	閉園日
4月～5月	月・火・水・金・土・日	木
6月～10月	水・金・土・日	月・火・木
11月～3月	水・金・日	月・火・木・土

し尿処理作業日

毎月	1日・10日・20日
----	------------